

平成15年度 政策評価等の実施状況及び これらの結果の政策への反映状況に関する報告 (概要)

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第19条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告
法施行(平成14年4月1日)後2年目の状況の取りまとめ
平成16年6月11日に国会に提出するとともに公表

(参考) 法第19条 政府は、毎年、政策評価及び第12条第1項又は第2項の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

各府省 自ら行う政策について、事前・事後の評価

総務省
(法第12条1項 2項関係) 統一性・総合性を確保するための評価、
各府省が行った政策評価の客観性のチェック

1 各行政機関における事前・事後別、評価対象別の政策評価の実施状況

全体

平成 15 年度評価実施件数 11,177件(対前年度 約250件増加)

事前評価

平成 15 年度事前評価実施件数 5,245件(対前年度 約2,100件減少)

平成 14 年度は、特定の公共事業の5年ごとの計画策定年度に当たっていたため、評価件数が多かった。

- ・平成 15 年度から実施が義務付けられた個別政府開発援助 (ODA) の評価を25件実施。
- ・研究開発課題については、実施する行政機関が増えるとともに実施件数も増え、着実に実施。
- ・新規施策や平成 16 年度予算概算要求に係る事業等、事前評価が義務付けられていないものについても自主的に実施。

(単位:件)

行政機関名	個別公共事業 (官庁営繕事業等 を含む。)	研究開発課題	個別政府開発援助 (ODA)	新規施策等 (規制を含む。)	左記以外の16年度予 算概算要求に係る 新規事業	計
内閣府	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	16	16
防衛庁	-	10	-	-	9	19
金融庁	-	-	-	-	6	6
総務省	-	6	-	-	-	6
公害等調整委員会	-	-	-	-	-	-
法務省	-	-	-	1	4	5
外務省	-	-	25	-	-	25
財務省	-	-	-	-	-	-
文部科学省	-	12	-	-	49	61
厚生労働省	39	1	-	-	29	69
農林水産省	3,863	78	-	-	1	3,942
経済産業省	-	-	-	117	-	117
国土交通省	787	30	-	92	-	909
環境省	60	6	-	4	-	70
計	4,749	143	25	214	114	5,245
(平成 14 年度)	6,935	124	-	182	112	7,353

(注) 「個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)」及び「研究開発課題」の欄には、法により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に取り組んでいるものを含む。

事後評価

平成15年度事後評価実施件数 5,932件(対前年度 約2,400件増加)

未着手・未了の事業等を対象とした評価が約1,800件増加。完了後・終了時の事業等を対象とした評価が約500件増加。

- ・実績評価方式等による行政の幅広い分野についての定期的な評価を行った行政機関が増加(8 13)。
- ・総合評価方式等による特定のテーマについての適期の評価を行った行政機関が増加(5 9)。
- ・事業評価方式等による個別の継続事業等を対象とした評価についても、関係行政機関において着実に実施。

(単位：件)

行政機関名	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価 *実績評価方式等	特定のテーマを対象に適期に評価 *総合評価方式等	個別の継続事業等 *事業評価方式等	完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)	計
内閣府	18	1	-	-	-	19
公正取引委員会	3	2	3	1	-	9
国家公安委員会・警察庁	-	-	-	-	-	-
防衛庁	1	11	2	14	-	28
金融庁	27	-	-	-	-	27
総務省	79	1	-	-	-	80
公害等調整委員会	5	-	-	-	-	5
法務省	19	1	1	-	-	21
外務省	-	-	-	-	-	-
財務省	39	1	-	-	-	40
文部科学省	203	-	18	8	-	229
厚生労働省	110	3	-	-	34	147
農林水産省	82	1	87	1,390	(注) 883	2,443
経済産業省	-	-	6	-	25	31
国土交通省	97	8	3	194	2,503	2,805
環境省	48	-	-	-	-	48
計	731	29	120	1,607	3,445	5,932
(平成14年度)	554	148	77	1,141	1,657	3,577

(注) 農林水産省の「未着手の事業等」は0件、「未了の事業等」は883件。未了の事業等883件のうち、法により事後評価の実施が義務付けられている未了の事業は46件、それ以外の時点で自主的に評価を実施している事業は837件。

2 各行政機関における事前評価の結果の政策への反映状況

評価結果(5,245件)のすべてについて評価対象政策へ反映されており、平成16年度予算概算要求等(16年度予算概算要求、16年度補助事業実施地区の採択等)に反映されているものが大半

(単位：件)

政策評価の結果の 政策への反映状況	個別公共事業 (官庁営繕事業等を含む。)	研究開発課題	個別政府開発協力 (ODA)	新規施策等 (規制を含む。)	左記以外の16年度予 算概算要求に係る 新規事業を対象	計
評価実施件数	4,749	143	25	214	114	5,245
評価結果を踏まえ、評価対 象政策の導入に係る措置を 講じたもの ()内の数値は、平成16年度 予算概算要求等へ反映した件数。	4,749 (4,749)	142 (142)	25 (25)	214 (183)	114 (114)	5,244 (5,213)

- (注) 1 本表のほか、政策評価結果の平成16年度機構・定員要求への反映件数は38件(機構要求15件、定員要求29件)、また、昨年の報告に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は1件。
- 2 平成16年度予算概算要求等には、16年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択、公募・外部評価型研究開発課題の課題の採択等を含む。
- 3 政策評価の結果を政策へ反映したものには、「評価結果を踏まえ、評価対象政策の導入に係る措置を講じたもの」のほか、評価結果を踏まえ、評価対象政策を実施しないこととしたもの1件がある。

3 各行政機関における事後評価の結果の政策への反映状況

事後評価結果(5,932件)のすべてについて、評価対象政策又は同種の政策へ反映

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価					完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)を対象に評価	計
	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業(研究開発課題等)を対象に評価(事業評価方式等)	未着手・未了(個別公共事業及び政府開発補助)の事業等	未着手・未了(個別公共事業及び政府開発補助)の事業等		
評価実施件数	4,325	731	29	120	3,445	1,607	5,932
政策評価の結果の政策への反映件数	4,325 (4,204)	731 (630)	29 (15)	120 (114)	3,445 (3,445)	1,607	5,932
これまでの取組を引き続き推進	3,806 (3,733)	372 (307)	11 (3)	104 (104)	3,319 (3,319)	-	-
評価対象政策の改善・見直しを実施	457 (415)	352 (321)	17 (12)	15 (9)	73 (73)	-	-
評価対象政策の重点化等	311 (307)	233 (229)	1 (1)	7 (7)	70 (70)	-	-
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	61 (61)	59 (59)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	-	-
評価対象政策を廃止、休止又は中止	56 (56)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	53 (53)	-	-
その他	6	5	1	0	0	-	-

「完了後・終了時の事業等(個別公共事業、研究開発課題等)を対象に評価」の1,607件については、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して反映されている。

- (注) 1 本表のほか、政策評価結果の平成16年度機構・定員要求への反映件数は126件(機構要求70件、定員要求107件)。また、昨年の報告に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行ったとする件数は176件。
- 2 表中の()内の数値は、平成16年度予算概算要求等(16年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等)へ反映した件数。
- 3 「完了後・終了時の事業等を対象に評価」とは、個別公共事業及び個別研究開発課題に係るもので、既に事業が完了した又は終了したものの政策効果の発現状況等を評価。また、「行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)」の評価実施件数731件のうち82件は、農林水産省が82政策分野について実績評価方式を用いて評価を実施した件数。農林水産省は、評価結果を踏まえ、各政策分野に属する517予算関連手段の反映状況を作成しており、その内訳は、「予算関連手段を引き続き推進」が183手段、「予算関連手段の改善・見直しを実施」が250手段、予算関連手段に属する一部の事業又は全部を廃止」が84手段。
- 4 「その他」は、政策評価の結果以外の要因により当該府省の政策としての役割を終えたもの、政策への反映について現在検討中のもの。

各種施策を対象とした評価結果の政策への反映状況

実績評価方式等による行政の幅広い分野を対象とした定期的な評価及び総合評価方式等による特定のテーマを対象とした適期の評価結果の政策への反映状況

- ・ 施策を中心とした評価の実施件数は760件、そのうち371件(48.8%)について、評価結果を踏まえて廃止等を含む改善・見直しを実施。

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	行政の幅広い分野を対象に定期的 に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に 評価(総合評価方式等)	計
評価実施件数	731	29	760
政策評価の結果の政策への反映件数	731 (630)	29 (15)	760 (645)
これまでの取組を引き 続き推進	372 (307)	11 (3)	383 (310)
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	352 (321)	17 (12)	369 (333)
うち、評価対象政策 の重点化等	233 (229)	1 (1)	234 (230)
うち、評価対象政策 の一部の廃止、休止 又は中止	59 (59)	1 (1)	60 (60)
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	2 (2)	0 (0)	2 (2)
その他	5	1	6

371
(335)

(注) 1 表中の()内の数値は、平成16年度予算概算要求等へ反映した件数。

2 「その他」は、政策評価の結果以外の要因により当該府省の政策としての役割を終えたもの、政策への反映について現在検討中のもの。

4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況

政府全体としての統一性・総合性を確保するための評価

総務省が平成 14 年度に意見を付して関係行政機関に評価書を送付し、公表した政策の評価について、次のとおり、関係行政機関において評価の結果を政策に反映

テーマ名	政策の評価の結果の概要	関係行政機関	評価の結果の政策への反映状況
地域輸入促進に関する政策評価 (総合性確保評価) (H15.1.28)	<p>輸入の効果的促進が期待できる港湾・空港は、ほぼ輸入促進地域(「FAZ地域」として既に同意されており、また、新たな施設整備は十分な事業者の集積をもたらすことが必ずしも期待できる状況にはないこと等から、</p> <p>新たな輸入促進地域の設定に係る主務大臣の同意については、慎重に対応すること</p> <p>既存地域に係る新たな輸入促進基盤施設(「FAZ施設」)の整備への支援については、その効果が明らかに認められるものに限定すること</p> <p>を課題として指摘</p>	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	<p>前述の同意又は支援に係る関係行政機関においては、評価書の送付(平成 15 年 1 月)以降、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく新たなFAZ地域の設定に係る主務大臣の同意及び既存地域に係る新たなFAZ施設の整備への支援については、行っていない。また、原則として、今後もこれを行わないこととしている。</p>
容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価 (総合性確保評価) (H15.1.28)	<p>関係行政機関による総合的な取組の推進が一定の効果を上げているものと評価</p> <p>なお、</p> <p>リターナブル容器(繰り返し使用が可能な容器)の出荷量の減少等に対応し、リターナブル容器の環境面でのメリットを明らかにし、それを消費者に示すこと</p> <p>再商品化により得られた物の用途の拡大については、技術開発等により、価格、品質面の改善を図り、あるいは、一般消費者向け以外の製品の用途を開拓していくこと</p> <p>等を課題として指摘</p>	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省	<p>リターナブル容器の普及について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や消費者に対する広報活動、普及・啓発事業、研修等の実施 ・ 環境負荷等についての調査・分析 <p>再商品化により得られた物の用途拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場化開発調査、技術開発等の実施 ・ 国等による環境物品等の調達の推進 <p>容器包装廃棄物の分別収集についての市町村に対する施設整備費補助の実施</p> <p>容器包装廃棄物の分別収集費用、排出量の把握</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行 10 年後の平成 17 年度に、関係行政機関において評価・検討を実施</p>

統一性・総合性確保評価の4テーマについて評価書を取りまとめ、意見を付して関係行政機関に送付するとともに公表

テーマ名	政策の評価の結果の概要	関係行政機関
<p>政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価 (統一性確保評価) (H15.6.6)</p>	<p>評価の結果 貸出しの対象等によっては、民間金融機関との競合が生じる場合もあると推測されるほか、間接的な資金供給方法によっても、一定の効率性を確保できる可能性がある。</p> <p>意見 今後、政府金融機関等による公的資金の供給が、一層の効率性の向上を図りつつ、民間金融の補完機能を適切に果たすため 民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえながら、中長期的な観点からは、政府金融機関等に係る貸出残高の縮減を図ること 市場機能や民間金融機関を活用したより間接的な手法を十分考慮し、個々の政策目的や、証券化の可能性など当該貸出しが有する性質に応じ、最適な資金供給手法の選択を行っていくこと 等を課題として指摘</p>	<p>内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>
<p>特別会計制度の活用状況に関する政策評価-歳入歳出決算における表示内容を中心として- (統一性確保評価) (H15.10.24)</p>	<p>評価の結果 歳入の内容又は歳出が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明らかでないものや、歳計余剰金から翌年度への繰越資金額を控除した額である「余剰金」の額が明らかにされていないものなどが一部ある状況</p> <p>意見 用途が限定されている歳入については、その内容と費消先が明確にされること 各特別会計で表示内容にばらつきのある「剰余金」については、その内容が明確に表示されること 事業規模等を勘案しつつ、経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出を区分して表示されること 等を課題として指摘</p>	<p>国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>
<p>経済協力（政府開発援助）に関する政策評価 (総合性確保評価) (H16.4.2)</p>	<p>評価の結果 限られた援助資源(予算・人員)の有効かつ効率的な利用と成果重視のODAの実現を図るためには、援助効果の発現とその効果の持続性の確保のための各種連携・調整などの援助手法等に積極的に取り組むことなどが重要</p> <p>意見 各行政機関において、ODA事業の特性や事情等に応じ、評価の結果で示した援助手法等に積極的に取り組み、総合性を確保しつつ、ODAを実施していくこと 各行政機関において、自らの評価結果等に基づく教訓・課題をODAの政策立案や実施過程に反映(フィードバック)させるための機能のより一層の充実・強化を図ること を課題として指摘</p>	<p>内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>
<p>検査検定制度に関する政策評価 (統一性確保評価) (H16.4.2)</p>	<p>評価の結果 検査検定制度に係るコストの上昇や選択範囲の限定等の影響を小さくする上でどのような制度改変が有効であるか等を、コスト分析により明らかにすることができた。</p> <p>意見 総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進することを課題として指摘</p>	<p>総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

各府省が行った政策評価の客観性のチェック

個別審査：個々の評価の客観性について個別に点検し改善点を指摘

概算要求に向けて行われた政策評価を中心に16の行政機関に係る計863件。

審査の総括：法施行2年目の評価の実施状況を整理し、法3年目に向けて基本的な課題を提起

個別審査結果の横断的分析と研究開発、公共事業及び政府開発援助の3分野の評価のやり方点検。

16の行政機関に係る計1,622件。

政策評価の状況（政策の特性に応じて求められる政策評価の今後の課題）

- ・ 実績評価について、目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定と目標の達成度合いの判定方法の明確化
- ・ 事業評価方式による事前評価について、政策の実施により得ようとする効果の明確化と事後検証の方法の特定など評価設計の充実
- ・ 事務事業レベルの政策について、事後評価又は事後的な検証の充実
- ・ 研究開発を対象とする評価について、外部評価の積極的な活用と外部からの検証可能性の確保
- ・ 個々の公共事業の評価について、評価手法の一層の充実と外部からの検証可能性の確保
- ・ 個々の政府開発援助の評価について、事前、中間及び完了後の段階を通じた具体の検証結果の明確化と外部からの検証可能性の確保

平成14年度からの主な取組の進展

- ・ 概算要求に関連して行われた評価についての評価書の公表時期及び総務大臣への送付時期の早期化
（平成14年度は、ほとんどのものが8月末以降に送付 平成15年度は、ほとんどのものが8月末に送付）
- ・ 実績評価における目標の達成水準が数値化等により具体的に特定されている政策の割合の増加
（平成14年度は、約3割 平成15年度は、約5割）